19　第十七項第五号から第八号まで又は前項第五号から第八号までに掲げる場合において、顧客が同一の有価証券又は有価証券指標（法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標をいう。以下この項及び次項において同じ。）について有価証券の売付け等及び有価証券の買付け等を行っているときは、これらに係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額、株価指数関連店頭デリバティブ取引の額、債券関連店頭デリバティブ取引の額又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額のうちいずれか少なくない額を当該同一の有価証券又は有価証券指標に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額、株価指数関連店頭デリバティブ取引の額、債券関連店頭デリバティブ取引の額又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引以外の個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引　当該個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券の価格又は有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

二　法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引　同号ハに規定する権利を行使することにより成立する同号ハ⑴又は⑵に掲げる取引に係る有価証券の価格又は有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

20　前三項の「個別株関連店頭デリバティブ取引の額」、「株価指数関連店頭デリバティブ取引の額」、「債券関連店頭デリバティブ取引の額」又は「その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　有価証券の売付け　法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引（有価証券現実数値（同項第三号ロに規定する有価証券現実数値をいう。次項第二号において同じ。）が有価証券約定数値（同条第八項第三号ロに規定する有価証券約定数値をいう。次項第二号において同じ。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

二　法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引（有価証券現実数値が有価証券約定数値を下回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

21　第十九項の「有価証券の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一　有価証券の売付け

二　法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引（有価証券現実数値が有価証券約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

22　第十九項の「有価証券の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一　有価証券の買付け

二　法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引（有価証券現実数値が有価証券約定数値を下回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

第百十九条第一項第四号中「又は認定投資者保護団体」を「若しくは認定投資者保護団体」に改め、「同じ。」の下に「又は指定紛争解決機関（令第十九条の七各号に掲げる指定を受けた者を含む。第二百七十七条第一項第四号において同じ。）の紛争解決手続」を加え、同項第五号中「（昭和二十四年法律第二百五号）」を削り、同項第六号中「（昭和四十三年法律第七十八号）」を削る。

第百二十三条第一項第十八号二中「第十一条の十二の二第一項」を「第十一条の十二の三第一項」に、「第十五条の九の二第一項」を「第十五条の九の三第一項」に改める。

第百二十五条の二第一項第一号中「（平成十三年法律第七十五号）」を削る。

第百二十五条の三第一号中「第百二十五条の六第二項第四号」を「第百二十五条の六第四号」に改める。

第百二十五条の六の見出し中「に係る告知事項」を「等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十条の五第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第二条第八項第十号に掲げる行為による特定投資家向け有価証券の売買（当該行為を行う金融商品取引業者による媒介、取次ぎ又は代理によるものに限る。）を行うことを内容とする契約

二　取引所取引許可業者を相手方として特定投資家向け有価証券の売買（取引所金融商品市場においてするものに限る。）を行うことを内容とする契約

三　金融商品取引清算機関を相手方として特定投資家向け有価証券の売買（当該金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約

第百三十七条中「規定する」の下に「有価証券関連業に付随する業務として」を加え、同条第二号ロ中「又は令第十六条の十五各号に掲げる取引」を「（次条に規定する取引に限る。）又は令第十六条の十五に規定する取引（次条に規定する取引に限る。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（分別管理の対象から除かれる有価証券関連業に係る店頭デリバティブ取引）

第百三十七条の二　法第四十三条の二第一項第二号に規定する有価証券関連業を行う金融商品取引業者であって第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者を相手方として行う取引その他の取引の相手方の特性を勘案して内閣府令で定めるものは、令第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者を相手方として行う取引とする。

第百四十条の次に次の二条を加える。

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の額の算定）

第百四十条の二　前三条の規定にかかわらず、法第四十三条の二第二項第二号に掲げる金銭及び同項第三号に掲げる有価証券（同項第二号に規定する対象有価証券関連取引（次に掲げる取引に該当するものに限る。以下この款において「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等」という。）に関するものに限る。）について、同項に規定する顧客に返還すべき額は、顧客ごとに算定し、その算定の対象となる当該金銭の額及び当該有価証券の時価の合計額とする。

一　店頭デリバティブ取引

二　外国市場デリバティブ取引

三　令第十六条の十五に規定する取引

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の額からの控除）

第百四十条の三　前条の金銭の額には、同条の対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができるものとする。

2　前条の規定による顧客ごとの額の算定に当たっては、金融商品取引業者等が顧客との間において一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。第百四十三条の二第三項において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項及び第百四十三条の二第三項において同じ。）に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由（同法第二条第四項に規定する一括清算事由をいう。以下この項及び第百四十三条の二第三項において同じ。）が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引（同法第二条第一項に規定する特定金融取引をいう。以下この項及び第百四十三条の二第三項において同じ。）について当該一括清算事由が生じた時における評価額（同法第二条第六項の評価額をいう。第百四十三条の二第三項において同じ。）で当該顧客の評価損となるもの（当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。）があるときは、当該基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができる。

第百四十一条第一項第一号中「顧客分別金信託に係る」を「顧客分別金信託（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を除く。以下この条において同じ。）に係る」に改め、同項第六号中「前三条」を「第百三十八条から第百四十条まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

約